

＜次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型＞

一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

＜対策＞

・平成29年度中 男性も育児休業を取得できることを周知するため、就業規則（育児休業に関する規程含む）の閲覧促進と管理職を対象とした定期的な研修の実施。院内ホームページへの掲載、院内広報紙での周知。

・平成29年度以降 育児休業中の職員で希望する者を対象とした職場復帰のための講習会を実施。

目標2 令和4年3月までに、小学校就学前の子を持つ雇用者が、希望する場合に利用できる、短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

・平成29年度中 職員へのアンケート調査、検討開始。

・令和3年度以降 制度導入、院内広報紙での周知・院内ポータルサイトへの掲載

目標3 令和4年3月までに、職員全員の所定外労働時間の削減のための措置を実施する。

＜対策＞

・平成29年度中 所定外労働の原因分析を行う。ノー残業デー等の導入の検討。

・平成29年度以降 管理職を対象とした意識改革のための講習会を実施。

目標4 令和4年3月までに、期間雇用者を含む職員全員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- ・平成29年度上期 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・平成29年度下期 計画的な取得に向けて管理職研修を開催する
- ・令和2年度 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ・令和3年度 院内広報紙などで周知・院内ポータルサイトへの掲載

平成29年2月1日 策定